

子育て世帯の生活を支援するために
一時金を支給します！



令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者の方に支給します。

★特例給付の方は対象外です(裏面参照)。

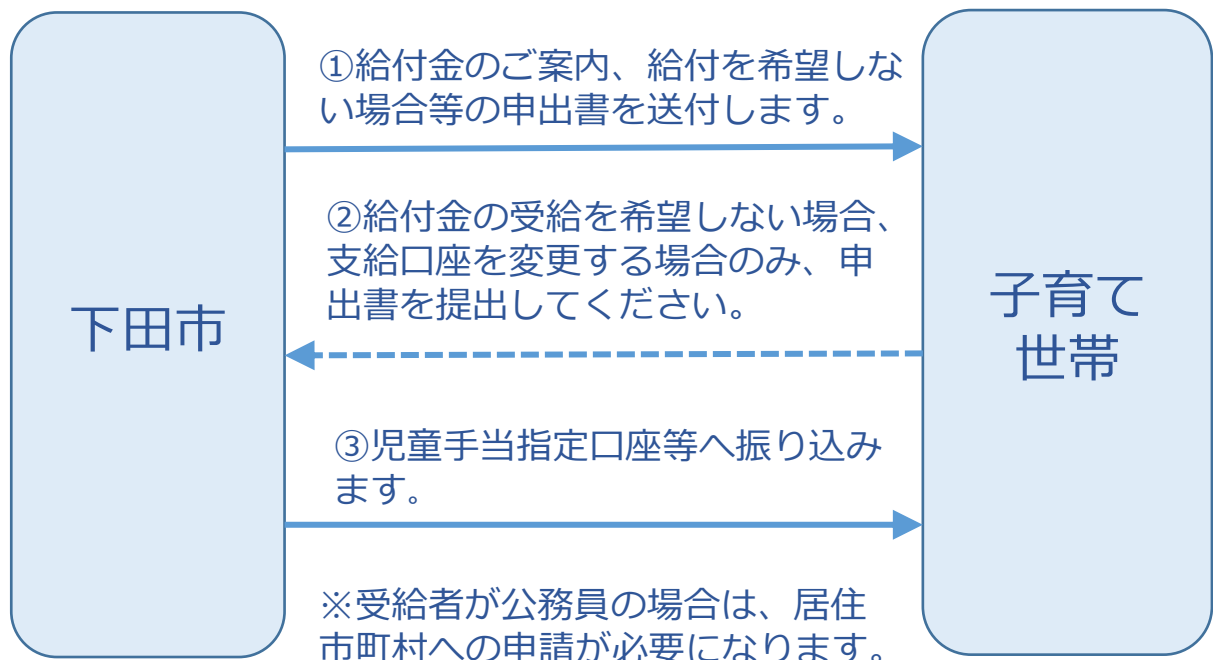
対象児童1人につき、1万円です。

※実施主体は、令和2年3月31日時点での居住市町村(特別区含む)です。

※「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対する臨時特別の給付金(一時金)です。

原則、申請は不要です。

下田市では、6月に支給する見込みです。



Q & A



Q. 誰が支給対象者になりますか？

A. 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当（本則給付）の支給を受けている方です。対象児童は、3月31日までに生まれた児童であり、3月まで中学生だった児童（新高校1年生）も含まれます。

★特例給付とは、

児童手当法に基づく所得限度額を超えており、児童手当の支給日には子ども1人あたり一律で月額5,000円が支給されています。

特例給付の受給者の方は、今回の「子育て世帯への臨時特別給付金」の対象にはなりません。

Q. いつ頃振り込まれますか？

A. 一般受給対象の方には、5月中旬頃に案内通知を送り、児童手当の指定口座に6月に支給をする予定です。

Q. 引っ越した場合には、給付金の振込はどうなりますか？

A. 「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」は、基準日（令和2年3月31日）時点での居住市町村（特別区含む）から支給されますので、4月1日以降転居された方は、転出元の市町村にお問い合わせください。
※新高校1年生については、令和2年2月29日時点での居住市町村から支給されます。

Q. DV被害により子どもとともに避難していますが、どうなりますか？

A. 令和2年4月分の児童手当を配偶者（DV加害者）が受給している場合でも、子育て世帯への臨時特別給付金の支給を受けることができる場合がありますので、なるべく早くご相談ください。住民票を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

子育て世帯への臨時特別給付金を支給する場合、他方の配偶者等は支給を受けられません。

お問い合わせは



下田市役所 福祉事務所 社会福祉係

電話：0558（22）2216

「子育て世帯への臨時特別給付金」に関する“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに下田市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに下田市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。